

# 医療従事者勤務環境改善等支援事業支援金申請 FAQ

令和5年12月20日現在

## ○支援金の支給対象について

令和5年1月1日時点で、次の指定を受けている医療機関のうち、本事業開始時に運営を継続する医療機関とします。

①神奈川モデル認定医療機関

②神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関

③発熱診療等医療機関

《以下の場合は、原則対象外》

- ・上記医療機関の指定を受けていたが、令和5年1月1日前に指定辞退や廃業をした場合
- ・令和5年1月2日以降に、上記医療機関に指定された場合

## ○支援金の給付額について

上限は、200万円（上記①②）、20万円（上記③）としていますが、予算の範囲内で調整を行います。

支給見込額は、意向申込書にて申込希望医療機関数を把握した後、8月中旬に給付内示通知書にてお知らせします。（100万円（上記①②）、10万円（上記③）を下回ることはありません。）

なお、上記①②③の複数の指定を受けている医療機関については、いずれか1区分のみで申し込みください。

例) 神奈川モデル認定医療機関であり、発熱診療等医療機関でもある場合は、神奈川モデル認定医療機関として申込

## ○給付金の活用例について

本支援金は、医療従事者の勤務環境の改善（施設改修や備品購入）や福利厚生の実施に資する事業であれば、自由にお使いいただけます。

下記事例は活用の一例ですので、ご不明の点はお問い合わせください。

《医療従事者の勤務環境の改善（施設整備）》

- ・休憩室・仮眠室・トイレ等、医療従事者が使用する施設の整備、改修

《医療従事者の勤務環境の改善（備品購入）》

- ・休憩・仮眠用のソファ、ベッド、テレビ等の購入

- ・業務用パソコンやスマートフォン、白衣等の購入
- ・冷蔵庫・電子レンジ等の備品購入
- ・食品や消耗品の購入

《医療従事者の福利厚生》

- ・医療従事者に対する金券の配布や一時金等の支給
- ・医療従事者が利用する遊園地の入場券購入、飲食店での飲食等に使用
- ・医療従事者が参加するレクリエーションの景品購入に使用

○対象期間について

令和5年4月1日から12月22日までの間に行った事業を対象とします。(施設整備の場合は、この間に開始または完了した事業)

○意向申込書、支援金申請書、実施報告書について

対象の医療機関に対しては、申請書等を郵送します。記載例を参考に必要事項を記載し、同封してある封筒を利用し、「郵送」してください。お手数ですが、切手は申請者にて準備してください。

なお、代表者の押印は不要です。

締切は次の通りです。(全体スケジュールは次ページ)

意向申込書……………令和5年7月14日(金)必着

申請書、実施報告書…令和6年1月22日(月)必着 ※延長しました

○医療機関コードについて

10桁で記載してください。「14(神奈川県)+1(医科)+7桁」です。

○口座振込申出書について

振込先の口座名義は申請名義と同一にしてください。

口座名義人(カナ)の記載について、特に注意してください。

○振込先口座が確認できる書類について

口座番号等が確認できるように、振込先口座の通帳の写しを添付してください。紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合は、口座証明書(銀行によって名称は異なります)、口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)等を添付してください。

○同一法人で複数の医療機関を営んでいる場合について

申請書は個々の医療機関ごとに記載してください。

## ○入金時期について

県にて申請書等を確認した上で、早期に申請いただいた医療機関から順に入金手続きをいたします。書類の不備等があった場合は遅れる場合がありますが、令和6年3月までに給付する予定です。

## ○課税について

支援金は課税対象となります。詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

### 全体スケジュール



令和5年5月 意向申込書を対象医療機関へ郵送

令和5年7月14日（金） 意向申込書 提出期限

令和5年8月中旬 給付内示通知書・申請書等を対象医療機関へ郵送

令和6年1月22日（月）申請書等 申請期限

～令和6年3月 審査が完了したのから随時支給

#### 問合せ先

神奈川県医療従事者勤務環境改善等支援事業事務局

電話 050-8880-9007 平日午前9時～午後5時

（注）本事業は、株式会社日本旅行に委託しています。